

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第145号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「

第1条第1項の表中	健康安全課 感染症予防係長 健康危機対策係長 食品安全係長	
	医務衛生課 管理係長 生活衛生係長 薬務係長 動物愛護係長 医務係長 事業推進係長	を

」

「

医療衛生企画課	企画係長 管理係長 感染症企画第一係長 感染症企画第二係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長 医務係長 薬務係長 食品安全係長 食品監視係長 生活衛生係長 動物愛護係長 事業推進係長	に、「管理係長 感染症対策
---------	--	---------------

」

第一係長 感染症対策第二係長」を「管理係長」に改め、同条第8項中「医療衛生推進室健康安全課」を「医療衛生推進室医療衛生企画課」に、「健康安全課の項」を「医療衛生企画課の項」に改める。

第5条第1項健康長寿のまち・京都推進室の款健康長寿企画課の項第7号中「統括」を「統轄」に改め、同項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 国民健康・栄養調査の執行に関する事務の統轄に関すること。

第5条第1項医療衛生推進室の款健康安全課の項及び医務衛生課の項を次のように改める。

医療衛生企画課

- (1) 感染症の予防に関すること。
- (2) 食品の衛生に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (3) 医務関係法令に関する事務に関すること。
- (4) 食品衛生法による事務の統轄に関すること。
- (5) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により処理することとされている事務に関すること。ただし、健康長寿のまち・京都推進室の所管に属するものを除く。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による事務に関すること。ただし、医療衛生センター及び衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務に関すること。
- (9) 理容師法、クリーニング業法及び美容師法による事務に関すること。ただし、医療衛生センターの所管に属するものを除く。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例、公衆浴場法、化製場等に関する法律、住宅宿泊事業法及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例による事務の統轄に関すること。
- (11) 毒物及び劇物取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による事務に関すること。
- (12) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関する事務の統轄に関すること。
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による事務に関すること。ただし、医療衛生センターの所管に属するものを除く。
- (14) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号。以下「京都府動物条例」という。）及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による事務の統轄に関すること。
- (15) 消毒営業取締条例施行規則（昭和25年京都府規則第5号）による事務に関すること。
- (16) 衛生上の試験及び検査に関する事務の統轄に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。

- (17) 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- (18) 診療放射線業務（がん検診に関するものを除く。）に関する事務の統轄に関すること。ただし、健康長寿のまち・京都推進室の所管に属するものを除く。
- (19) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事務の統轄に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (20) 遊泳用プールの衛生指導に関する事務の統轄に関すること。
- (21) 麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関すること。
- (22) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。
- (23) 病院及び診療所における放射線障害に係る通報に関すること。
- (24) 感染症診査協議会、食の安全安心推進審議会、予防接種健康被害調査委員会及び結核・感染症発生動向調査委員会に関すること。

第5条第1項医療衛生推進室の款医療衛生センターの項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号及び第20号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)